

鹿屋市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱の一部を改正する  
要綱

鹿屋市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成19年鹿屋市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条」の次に「、第114条の2」を、「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第2条中「として、地域密着型サービス」の次に「、居宅介護支援」を加える。

第4条第1号中「一定の場所に集めて講習等の方法により行う」を「年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により、又はオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等により行う」に改め、同条第2号中「実地指導」を「運営指導」に、「実地に行う」を「、原則、実地に行う」に改める。

第5条中「指導対象の選定基準」を「指導対象とするサービス事業者等の選定基準」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 集団指導については、介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導については、次のとおりとする。

ア 一般指導については、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき選定する。

イ 合同指導については、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

第6条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 実施通知 市長は、指導の根拠規定、実施日時、場所、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に対して原則として2月前までに通知する。

イ 指導方法 集団指導は、介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案その他の過去の指導事例等について、講習等の方法により、又はオンライン等の活用による動画の配信等により行う。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 運営指導

ア 実施通知 市長は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に原則として1月前までに通知する。ただし、指導対象となるサービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) サービス事業者等の出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法 運営指導は、関係書類等を基に関係者から説明を求め面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知等 市長は、運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整（以下「過誤調整」という。）を要すると認められた場合は、後日文書により指導内容の通知を行うものとし、当該サービス事業者等に対して、通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

第7条中「実地指導中に次に掲げる場合は、実地指導」を「運営指導中に次の各号のいずれかに該当するときは、運営指導」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

第8条を次のように改める。

(監査の方針)

第8条 監査は、法第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づき、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、市長が条例で定めるサービス事業者等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は利用者等について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第9条各号列記以外の部分中「指定基準違反等」を「指定基準違反等又は人格尊重義務違反」に改め、同条中「行うものとする」を「立入検査等により行う」に改め、同条第1号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

第9条第2号中「実地指導において確認した」を「運営指導における」に、「について確認した指定基準違反等」を「において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反」に改める。

第10条第1号中「指定基準違反等」を「指定基準違反等又は人格尊重義務違反」に、「実地検査等」を「立入検査等」に改める。

第11条第3号中「指定基準違反等」を「指定基準違反等又は人格尊重義務違反」に改め、「第78条の10各号」の次に「、第84条第1項各号」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。